

改正後

別表第一（第四条、第五条関係）	
事業の種類 一～四 (略)	事業の要件
第一種事業の要件	イ ホ (略)
第二種事業の要件	(略)
五 条例別表第五号に掲げる事業の種類	ヘ 出力が一万キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の事業
	ト 出力が一万キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業
	チ 出力が一万キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業
六～十九 (略)	(略)

改正前

別表第一（第四条、第五条関係）	
事業の種類 一～四 (略)	事業の要件
第一種事業の要件	イ ホ (略)
第二種事業の要件	(略)
五 条例別表第五号に掲げる事業の種類	ヘ 出力が一万キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の事業
	(新設)
	(新設)
	(新設)
六～十九 (略)	(略)

(傍線部分は改正部分)

別表第二（第三十八条関係）

対象事業の区分 一～十四（略）	事業の諸元 （略）	手続を経ることを要しない修正の要件 （略）
十五 別表第一の五の項のト 又はチに該当する対象事業	発電所の出力 対象事業実施区域の位置	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。 修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十六～二十四 （略）	（略）	（略）

別表第三（第四十九条関係）

対象事業の区分 一～十四（略）	事業の諸元 （略）	手続を経ることを要しない変更の要件 （略）
十五 別表第一の五の項のト 又はチに該当する対象事業	発電所の出力 対象事業実施区域の位置	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。 変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十六～二十五 （略）	発電設備の位置 （略）	発電設備が百メートル以上移動しないこと。 （略）

対象事業の区分 一～十四（略）	事業の諸元 （略）	手続を経ることを要しない修正の要件 （略）
--------------------	--------------	--------------------------

（新設）	（新設）	（新設）
------	------	------

十五～二十三 （略）	（略）	（略）
---------------	-----	-----

（略）	（略）	（略）
-----	-----	-----

対象事業の区分 一～十四（略）	事業の諸元 （略）	手続を経ることを要しない変更の要件 （略）
--------------------	--------------	--------------------------

（新設）	（新設）	（新設）
------	------	------

（略）	（略）	（略）
-----	-----	-----

十五～二十四 （略）	（略）	（略）
---------------	-----	-----

（略）	（略）	（略）
-----	-----	-----